

変更はありませんか?

●窓口:入居係 ●098-917-2206

○同居承認

(例:親族を同居させたい)

○名義変更

(例:名義人の死亡、離婚)

○連帯保証人の変更

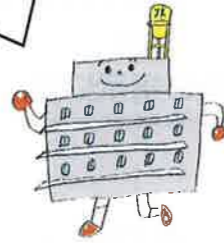
(例:死亡、転職、住所や電話番号の変更)

●窓口:収入調査係 ●098-917-2435

○同居者異動届

(例:就職や進学によって団地から出た)

家賃に関わる場合があります!



家賃のお支払いは便利な 口座振替をご利用ください。

口座振替をご利用ください。

■預金口座振替依頼書は収納係にて用意しております。

※収納係にお電話での請求もできます。

■預金口座振替依頼書を金融機関窓口へ直接ご提出ください。

※口座振替の手続き完了までに45日程度かかります。

口座振替払いの取扱金融機関

■沖縄県内金融機関でのお取り扱い

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、
ゆうちょ、コザ信金の各支店も対応
しております。

【お問い合わせ先】

収納係 TEL 098-917-2436



ジウコウくん

☆沖縄県住宅供給公社へのお問い合わせについて☆

受付時間:8:30~17:15(土日祝日・年末年始は除く)

●名義の変更や同居者の承認、連帯保証人に関する事《入居係》 ☎098-917-2206

●浦添市営住宅退去

入居者の異動、収入申告に関する事《収入調査係》

☎098-917-2435

●浦添市営住宅駐車場に関する事《駐車場係》

(車庫証明発行、契約・解除手続き、車両を変更した等)

☎098-917-2437

●家賃支払いに関する事《収納係》

☎098-917-2436

●修繕の申込・相談に関する事

模様替え申請に関する事《施設整備係》

☎098-917-2438

※修繕の受付については、月曜日及び休日の翌日の午前9時から10時までの時間帯は、

電話が混み合いつながりにくい状態となる場合もございます。お急ぎでない方は他の時間帯をご用ください。

※営業時間外、土日、祝祭日、年末年始の修繕については、各地区の修繕業者へご連絡して
いただくようお願いいたします。(有)丸善工務 ☎090-6869-7177

うら そえ し えい じゅう たく

浦添市営住宅だより

2021

春号

第2号



【発行】沖縄県住宅供給公社 住宅部 住宅管理課

<http://www.ojkk.or.jp>

検索



生活ルールを守りましょう!



市営住宅は共同住宅であり、日常生活のさまざまなことについて約束事やルールがあります。それらを守っていただくことが、みなさんの快適な生活につながりますので皆様のご理解・ご協力をお願いします。

○共益費の支払いは、みなさんの義務です○

共益費は、エレベーターや廊下灯の電気料などに使われます。管理人等が徴収する共益費は、入居しているすべての方に支払い義務があります(生活保護を受けている方も負担しなければなりません。)

ので、必ずお支払いください。



○ごみは所定の場所に、決められた日に!○

ごみは、ごみ置場または所定の場所に決められた日に出すようにして、収集日以外に出すことは絶対に行わないでください。

収集日・収集方法など詳しいことは所轄の市町村等の指示に従ってください。



○暮らしの音に気配りを!○

外出の自粛や在宅勤務等により自宅で過ごす時間が長くなることで、日常の何気ない生活音がトラブルになることがあります。集合住宅の場合、隣室や下の階からの指摘ではじめて騒音を自覚するケースも少なくありません。快適な生活には一人ひとりの心がけが大切です。



○犬、猫、鳥等の飼育は、禁止です○

他の入居者に迷惑となる犬、猫、鳥等の動物の飼育や敷地内での飼育はお断りしています。鳴き声、抜け毛、フン尿等で、近隣の方とのトラブルや、環境衛生悪化の原因となることもあります。ペットの飼育を行っている場合は、新たな飼い主を探すなど、対策を講じてください。



○菜園(花壇なども含む)耕作は禁止です○

団地の広場や庭などを、個人や自治会が勝手に使用することはできません。耕作をしている場合は、速やかに中止し、原状に戻してください。



○違法駐車はやめましょう○

通路や空地を保管場所代わりに使用することは、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に違反します。また、緊急車両の進入の妨げになるほか、見通しを悪くするため、交通事故にもつながりますので、決められた駐車場をご利用ください。



7月初旬に「収入申告書」の用紙を発送します！

市営住宅の使用料(家賃)は、お住まいの方の収入と住宅の広さや立地条件などに応じて決定します。そのため、毎年、収入を証明する書類等を添付した「収入申告書」を期限までに提出していただき、それにもとづいて、翌年度の使用料を決定しています。

7月初旬に「収入申告書」の用紙を発送しますので、必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し、同封する返信用封筒に入れて、**7月30日(金)**までに提出してください。「収入申告書」の提出は、市営住宅にお住まいの方の義務です。提出されない方については、世帯の収入状況にかかわらず、近傍同種の住宅(近隣の民間賃貸住宅)の家賃並みの使用料を負担していただくことになりますので、**必ず提出してください。**

●お問い合わせ先

収入調査係 ☎098-917-2435 9時～17時(土日祝は除く)

※書類送付後、1週間程度は、電話が非常に混雑します。電話が繋がらない場合は、しばらくしてからおかけ直してください。 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**郵送での提出**にご協力ください。

エレベーターは正しく乗ろう！

 <p>ボタンはていねいにおしまししょう。 ボタンやスイッチを乱暴に扱うと、故障したり、閉じ込められる原因となります。</p>	 <p>ドアにさわったり、ムリにあけようとしてはいけません。 開く戸に手が引きこまれたり、急停止し閉じ込められる原因となります。</p>	 <p>すき間やあなにゆびをいれたりしてはいけません。 ケガ・故障の原因となります。</p>
 <p>エレベーターの中でどきはねたりしてはいけません。 安全装置が働いて、中に閉じ込められるなど思わぬ事故の原因となります。</p>	 <p>足もとをかくにんしてのりおろしましょう。 あわてて乗り降りすると、つまずいて転倒する恐れがあります。</p>	

保護者の皆様へ

エレベーターは誤った使い方をすると、思いがけない事故に繋がる恐れがあります。エレベーターをご利用のときは、お子さまから目をはなさないよう、お願い致します。



オートバイや自転車等をエレベーターに乗せる行為は、昇降機の故障・事故の原因となりますので、このような行為もおやめください。

最近、火災が増えております。皆さんは、防火対策をしていますか？

令和元年 建物火災の主な出火原因 (令和元年版 沖縄県消防防災年報)

- 1 ガスコンロ
- 2 たばこ
- 3 放火、放火の疑い、配線器具

主な防火対策として・・・



調理中に離れない！
周囲に燃えやすいものを置かないようにしましょう



寝たばこは絶対にしない！
吸い殻は灰皿にためず、捨てる時も水で完全に消してから捨てましょう



共用部分には物を置かない！
住宅の周りは整理整頓を心がけましょう

万が一の時は

- 自動火災報知設備の**警報が鳴ったら、119番へ通報**してください
- 消防が到着したら、消防の指示に従って避難してください

加入していますか？(家財保険)

- 失火の場合は、浦添市より、原状回復、住宅の明け渡し、損害賠償などの措置を受けることになります。
- 万一の事故による家財や第三者に対する損害を補償する賃貸住宅居住者向けの住まいの保険等に加入しておくことも、安心して生活を送るための備えとなります。もしもに備えて加入されることをお勧めします。 ※保険会社・加入内容の指定等はありません。

家財保険

家具・家電・衣類など

BS・CSアンテナについて

- 市営住宅にBS・CSアンテナを設置することは認めておりません。落下した場合、他の入居者や住宅に損害を与える危険性があります。被害が発生した場合、**責任は取り付けした入居者自身の責任となりますので、ベランダや廊下といった共用部分への取り付けはおやめください。**
- 月額有料放送等のサービス(アニメ、映画、娯楽など)を利用する際は、現在では様々な視聴方法がありますので、そちらのご利用をご検討ください。



自分をまもり、大切な人をまもり、地域と社会をまもるために、**接触確認アプリをインストール**しましょう！

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです

